

(1) 鹿角出張所の売却について

一般競争入札公告

秋田県農業共済組合が所有する 鹿角市花輪字圀田 内の不動産（土地付き建物）を、下記要領に基づき一般競争入札により売却いたします。

令和8年9月4日

秋田県農業共済組合
組合長理事 齋藤 実

秋田県農業共済組合所有不動産売払入札要領

(入札に関する事項)

第1 売払入札する秋田県農業共済組合所有の土地付き建物不動産（以下「本物件」という。）は下表のとおりです。なお、建物と土地を分割しての切り売りは行いません。

区分	所在地番	地目	地籍 m ²
土地	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	宅地	1627.00
	現状渡し。		

区分	所在	家屋番号	種類	構造	床面積m ²
建物	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	66 番 1	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 2 階建	1 階 274.97 2 階 223.84
	〃	〃	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ 剛板葺 2 階建	1 階 40.32 2 階 30.00
	〃	〃	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平屋建	1 階 73.36
	〃	66 番 2	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 1 階建	1 階 57.26
	現状渡し。				

土地：所在地番・地目・地籍は登記簿による。

建物：所在・家屋番号・種類・構造・床面積は登記簿による。

2 入札日時・場所等

日時：令和8年9月10日（木） 午前10時（郵便による入札は認めません）

場所：秋田市中通三丁目4番50号 秋田県農業共済組合3階会議室

3 最低売却価格

17,000,000円（税抜き）

（留意事項）

第2 入札参加希望者は、実地を調査し本物件の面積等を確認して、本入札要領の各条項を承知の上、所定の入札書（別紙2）により入札してください。

（法令上の制限等）

第3 入札者は、入札に参加するにあたり本物件の法令上の規制等を熟知の上、参加してください。

（遵守事項）

第4 入札者は本入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

（入札に参加することができない者）

第5 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- 1 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有していない者並びに破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - （1）秋田県及び秋田県農業共済組合との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）秋田県及び秋田県農業共済組合の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）秋田県及び秋田県農業共済組合の競争入札において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）秋田県及び秋田県農業共済組合の競争入札において、正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - （5）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者

(委 任)

第6 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状(別紙1)を提出してください。

(入札書の書き方等)

第7 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。また、金額はアラビア数字(1、2、3、0)の字体を使用し、価格の総額を記入してください。なお、鉛筆やシャープペンシル等、容易に訂正できる筆記用具で記入しないでください。

2 入札書は必ず封筒に入れ密封し、その封筒に氏名(法人の場合は名称又は商号)を記載して、秋田県農業共済組合の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

第8 入札者は提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

(開 札)

第9 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

(入札の無効事由)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、秋田県農業共済組合の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (3) 指定の日時までになかった入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札

- (8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

- 第 11 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、秋田県農業共済組合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(落札者の決定方法)

- 第 12 落札者の決定は、次の方法により行います。
- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができません。

(危険負担等)

- 第 13 落札者は、入札関係書に記載した面積その他について実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(契約の締結)

- 第 14 売買契約は、落札決定の日から 30 日以内に、不動産売買契約書により締結します。
- 2 契約の締結にあたっては、不動産売買契約書の貼付に必要な額の印紙及び第 7 第 1 項に該当しない旨の市町村（本籍地）等が発行する身分証明書を提出しなければなりません。

(売買代金の納付)

第 15 落札者は、本物件に係る契約締結後、秋田県農業共済組合の発行する納入通知書により秋田県農業共済組合の指定する期日（契約締結後、概ね 1 ヶ月）までに所定の金額を納付しなければなりません。なお、当該金額の納付は一括払いとします。

(用途制限)

第 16 落札者は、売買契約締結の日から 5 年を経過するまでの間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団の事務所の用に供することができません。

(所有権の移転時期)

第 17 本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。

(登記手続きの請求)

第 18 落札者は、売買代金完納後において、不動産売買契約書に基づき、秋田県農業共済組合に対して、所有権移転登記嘱託書に貼付する必要がある印紙及び所有権移転登記に係る登記請求書（別紙 3）を提出し、登記手続きを請求してください。

(落札者の譲渡制限)

第 19 落札者は、本物件につき、所有権登記前に、権利義務を第三者に譲渡することができません。

(登記識別情報通知書の受領)

第 20 秋田県農業共済組合から所有権移転に係る登記識別情報通知書の交付があった場合には、落札者は、秋田県農業共済組合に速やかに登記識別情報通知書受領書（別紙 4）を提出してください。

(公租公課等)

第 21 本物件の所有権移転に要する登録免許税は落札者負担とし、公租公課等は、代金完納後の日割り計算で相互の負担となります。

〔別紙 1〕

委 任 状

私は、を代理人と定め、令和 8 年 9 月 1 0 日に行われる下記秋田県農業共済組合所有不動産売払いに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 売払物件

区分	所在地番	地目	地籍 m ²
土地	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	宅地	1627.00
	現状渡し。		

区分	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²
建物	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	66 番 1	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 2 階建	1 階 274.97 2 階 223.84
	〃	〃	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ 剛板葺 2 階建	1 階 40.32 2 階 30.00
	〃	〃	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平屋建	1 階 73.36
	〃	66 番 2	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 1 階建	1 階 57.26
	現状渡し。				

土地：所在地番・地目・地籍は登記簿による。

建物：所在・家屋番号・種類・構造・床面積は登記簿による。

令和〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）

住 所

氏 名

印

委任者（入札者）

住 所

氏 名

印

（印鑑登録印）

秋田県農業共済組合

組合長理事 齋藤 実 様

（注）受任者（代理人）は、入札に使用する印鑑を押印してください。

〔別紙２〕

入 札 書

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ・金額はアラビア数字とし訂正しないでください。
- ・印鑑は申込書と同じものを使用してください。
- ・金額の頭に¥を入れてください。

ただし、秋田県農業共済組合が所有する鹿角市花輪字圀田６６番（建物付き土地）
上記のとおり秋田県農業共済組合所有不動産売払入札要領等を承知の上入札します。

令和 年 月 日

入札者

住 所

（所在地）

氏 名

（法人名）

（代表者名）

印

（印鑑登録印）

代理人

住 所

氏 名

印

（委任状使用印）

秋田県農業共済組合

組合長理事 齋藤 実 様

- （注） １ 代理人が入札する場合、あらかじめ委任状を提出してください。
- ２ 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状使用印を押印してください。

〔別紙 3〕

登 記 請 求 書

令和 年 月 日

秋田県農業共済組合

組合長理事 齋藤 実 様

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付け不動産売買契約により譲渡を受けた次の物件について、同契約書第 5 の規定により、所有権移転登記手続きを請求します。

記

区分	所在地番	地目	地籍 m ²
土地	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	宅地	1627.00
	現状渡し。		

区分	所在	家屋番号	種類	構造	床面積m ²
建物	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	66 番 1	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 2 階建	1 階 274.97 2 階 223.84
	〃	〃	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ 剛板葺 2 階建	1 階 40.32 2 階 30.00
	〃	〃	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平屋建	1 階 73.36
	〃	66 番 2	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 1 階建	1 階 57.26
	現状渡し。				

土地：所在地番・地目・地籍は登記簿による。

建物：所在・家屋番号・種類・構造・床面積は登記簿による。

〔別紙 4〕

登記識別情報通知書受領書

令和 年 月 日

秋田県農業共済組合
組合長理事 齋藤 実 様

住 所
氏 名

印

下記物件の所有権の移転に係る登記識別情報通知書を受領しました。

記

区分	所在地番	地目	地籍 m ²
土地	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	宅地	1627.00
	現状渡し。		

区分	所在	家屋番号	種類	構造	床面積m ²
建物	鹿角市花輪字圀田 6 6 番	66 番 1	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 2 階建	1 階 274.97 2 階 223.84
	〃	〃	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ 剛板葺 2 階建	1 階 40.32 2 階 30.00
	〃	〃	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平屋建	1 階 73.36
	〃	66 番 2	事務所	鉄筋コンクリート 造陸屋根 1 階建	1 階 57.26
	現状渡し。				

土地：所在地番・地目・地籍は登記簿による。

建物：所在・家屋番号・種類・構造・床面積は登記簿による。

○秋田県農業共済組合所有不動産売払入札要領

○別紙 1 「委任状」

○別紙 2 「入札書」

○別紙 3 「登記請求書」

○別紙 4 「登記識別情報通知書受領書」

※担当

〒010-0001

秋田県秋田市中通三丁目 4 番 50 号

秋田県農業共済組合 副参事 佐藤

TEL 018-884-5267 FAX 018-835-8226